

Ⅲ 生徒規則

小田中学校の校則である生徒規則は、生徒が学校生活を円滑に営むとともに、社会人としてのマナーやルールを学ぶために定めたものです。生徒が目指すべき目標、生徒としての行動規範（生徒としてしなければならないこと、してはいけないこと）などが、主な内容です。よりよい人間に成長するために生徒規則の意義を理解し、協力して学習し実践に生かしていきましょう。

1 学習に関すること

- (1) 生徒は、校訓「自主・友愛・勤労」を具現化した望ましい生徒像を目指し、学習に全力を尽くすとともに、よりよい社会人になるために学習する。
〈望ましい生徒像〉
自主　：　自ら考え、気付き、行動する生徒
友愛　：　自他を思いやる心豊かな生徒
勤労　：　強い心と体で進んで奉仕する生徒
- (2) 学習を放棄したり、学習を妨害したりした場合、生徒は別室で指導や教育相談を受けるとともに、学習の目的や意義を学ぶこととする。
- (3) 部活動は、全生徒によって組織し、活動する。大会等に参加する場合については、別に定める。

2 登下校に関すること

- (1) 登下校は、定められた経路及び方法により、交通ルールを守って行うものとする。
- (2) 自転車通学は許可制とし、自転車通学及び部活動における自転車利用に関する規定は別に定める。

3 人間関係に関すること

- (1) お互いに人格を認め合い、高め合う努力をしなければならない。
- (2) いじめは、人権を無視する問題であり、これをしてはならない。

4 生活に関すること

- (1) 生徒は元気のよいあいさつをするとともに、中学生らしい生活態度を身に付けるよう努めることとする。
- (2) 標準服・身なり・頭髪や持ち物等については、校則検討委員会において定めるものとする。
- (3) 反社会的行動をした場合は、社会のルールに従って対処する。
- (4) 休業日の生活は、保護者の監督に従って生活するものとする。
- (5) ボランティアの精神を養い、家庭・地域社会の行事に積極的に参加する。

5 連絡・相談に関すること

- (1) 欠席及び遅刻をするときは、保護者を通じて学校に連絡しなければならない。
- (2) 住所及び通学方法等を変更する場合は、保護者を通じて学級担任に連絡するものとする。
- (3) 学校の施設や設備等の器物を破損した場合は、理由の如何を問わず学級担任または担当教員に届け出なければならない。
- (4) 教育相談を希望する者は、学級担任または各教職員に申し出て、相談を受けるものとする。また火曜日・金曜日は、「ハート何でも相談員」との相談も可能な日として設定している。
- (5) アルバイトをする場合は、保護者を通じて学級担任に届け出て、学校長の承認を受けなければならない。